

半田市議会傍聴規則（抜粋）

（傍聴席に入ることができない者）

第六条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- 三 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 四 凶器その他危険な物を持っている者
- 五 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第七条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- 三 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 飲食又は喫煙しないこと。
- 五 みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- 六 携帯電話など音を発生する機器は、音が出ないようにすること。
- 七 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音の制限）

第八条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音を行う場合は、議長の許可を得て行うことができる。

（係員の指示）

第九条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第十条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。